「銀河のしずく」の生産・販売に関する留意事項

岩手県農林水産部農産園芸課

県オリジナル水稲品種**「銀河のしずく」**は、**全国トップクラスの品質・食味を確保**するとともに、**生産から出荷まで適正に管理**し、市場や消費者等からの**評価を確かなもの**とするため、県が以下の項目について**必要な事項**を定めています。

「銀河のしずく」の生産や販売にあたっては、**以下の内容を十分に理解**し、**適正に対応**してください。

1　栽培適地（条件付き栽培適地を含む）

(1)「銀河のしずく」は、県が示した**栽培適地でのみ栽培することができます**。

(2) 現在の栽培適地は、令和３年 10 月に改定したものです。

※栽培適地に関する情報は、各地域の振興局・農林振興センター、ＪＡ等にお問い合わせください。

2　作付経営体登録　　※詳細は「「銀河のしずく」作付経営体登録要綱」を参照

(1)「銀河のしずく」は、高品質・良食味の確保と適正な管理のため、県が毎年度、**作付経営体を登録**しています。

(2) 登録の対象となる経営体は、「銀河のしずく」栽培適地に作付けする農業者、法人及び生産者組織です。

(3) 登録する経営体は、**次の要件を満たす者**としています。

ア　基本的要件：栽培適地内での栽培、「銀河のしずく」の販売を行う者

イ　技術的要件：一等米比率の過去２年間平均が 95%以上、栽培マニュアルの遵守

(4) 登録する経営体は、**次の事項を遵守**することとしています。

ア　種子の譲渡、自家採種を行わないこと。

イ　銀河のしずく栽培研究会等が主催する講習会、研修会、検討会に参加し、指導事項等を生産に反映すること。

ウ　玄米タンパク質含有率や食味等から、品質・食味がブランド価値を損なうものでないか総合的に判断し、品質・食味に優れるものを出荷・販売すること。

エ　収穫物は、自家消費を除き、全量出荷・販売に努めること。

オ　ブランドイメージの向上に効果的な販売計画を作成し実践すること。

カ　「銀河のしずく」の計画的な生産、品質管理並びに販売など関係書類を整理保管すること。

(5) 登録する経営体は、**個人情報の取扱いについて同意**する者としています。

(6) 作付け経営体登録の申請は、例年 10 月～12 月頃に受け付けることとしており、受け付け開始の情報は県公式ホームページに掲載しています。

3　種子の配分

(1) 使用する種子は、作付経営体として登録された作付面積について、10a 当たり種子量 3.5 kgを上限とし配分します（種子は有償）。

(2) 配分できる種子の上限量は、作付経営体登録通知書に記載して通知します。

(3) 全体の作付希望面積に対する種子量が不足した際には、作付面積を調整する場合があります。

4　栽培マニュアル

(1) 「銀河のしずく」は、**生産者が必要な栽培管理を徹底**し、品種の特徴を最大限に引き出すとともに、品質目標を達成した米を消費者の皆様に提供するため、**栽培マニュアルを策定**しています。

(2) 栽培マニュアルには、品種の特性、栽培管理のポイント、留意事項を掲載しており、「銀河のしずく」の栽培の基本として生産者に遵守するよう求めています。

(3) 現在の栽培マニュアルは、**令和８年３月に改定した ver.10.0** です。

5　品質目標・集出荷基準

(1) 「銀河のしずく」は、**実需者・消費者の信頼**に応える**「品質管理」を実践**することとしており、玄米タンパク質含有率の測定等により、**品質目標を達成した「銀河のしずく」の出荷**に取り組んでいます。

(2) 品質目標は、**①農産物検査等級１等、②玄米タンパク質含有率 6.3%以下（玄米水分 15%換算）**としており、この目標に基づく集出荷基準を設定しています。

(3) 玄米タンパク質含有率の確認方法として、従来の食味分析計による測定のほか、令和３年産からは**衛星リモートセンシングによる推定マップを活用**することも可能としています。

6　ロゴマーク使用　※詳細は「「銀河のしずく」ロゴマーク等使用管理要綱」を参照

(1) **「銀河のしずく」のロゴマーク**（ロゴタイプを含む）の**商標権・著作権は岩手県**に帰属しており、使用する場合は**県の許可を得る必要**があります。

(2) 特に、米穀販売業者等（生産者自身による販売も含む）が**「銀河のしずく」の販売のための米袋等**にロゴマークを使用する場合は、上記の**品質目標を満たす米である場合のみロゴマークの使用を許可**します。併せて、ロゴマーク使用の許可を受けたものに個別に付与する認定番号を米袋等に表示する必要があります。

(3) ロゴマークを使用する際は、「銀河のしずく」のブランドイメージを損なうことが無いよう、「基本デザインマニュアル」の内容を厳守する必要があります。

※「銀河のしずく」のロゴマーク使用許可等に関する情報は、県公式ホームページ（下記 URL）に掲載しています。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/seisan/1007648.html